

原発運転60年超へ法改正

来年国会提出 延長の仕組み転換

最長60年と定めている原発の運転期間について、政府・与党は、再稼働に必要な審査などで停止している期間を除外することで延ばす方針を固めた。政府は来年の通常国会に関係法の改正案を提出する。2011年の福島第一原発事故以降の原子力政策が大きく転換することになる。

停止期間は除外

原発の運転期間は、事故後に原子炉等規制法（炉規法）が改正され、原則40年、原子力規制委員会が認可すれば最長20年延長できると定められた。岸田文雄首相は8月、この期間を延ばす検討を指示していた。政府・与党は、運転期間

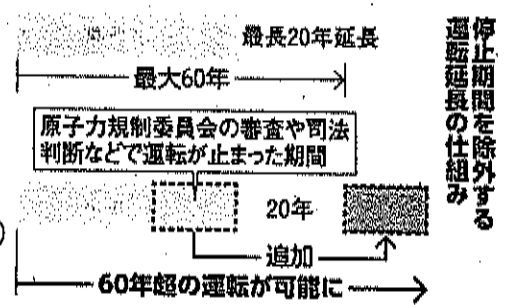
のルールを撤廃する案と、「40年」「60年」という骨格は維持したうえで、規制委の審査などで止まっていた期間を運転期間から除外する2案を検討し、「除外案」を採用する方向で最終調整していた。

自民党総合エネルギー戦略調査会の提言案の骨子

- 原発の増設・建て替え
- 新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設の方針を明確化。まずは廃止を決定した炉の次世代革新炉への建て替えについて具体化を進めていく
- 運転期間の延長
- 新規制基準への審査対応などにより稼働が停止していた期間を、現在の40年+20年の運転期間の制限に加えて、さらに延長を可能にするために必要な法的措置を早急に講じる
- 使用済み核燃料の処理などバックエンド問題の来年度以降早期の竣工（しゅんこう）を目指すとともに、高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分に向けて、一つでも多くの自治体が献調に手を挙げられるよう、政府が前面に立った理解活動を行う

合エネルギー戦略調査会がまとめた提言案でも、除外案の採用を求め、「必要な法的措置を早急に講じる」との文言を盛り込んだ。撤回論もあったが、事故の教訓で定められたルールをすべてなくせば、世論の強い反響を招くおそれがあると判断したとみられる。除外案は、仮に10年間止まっていたら、最長で運転開始から70年まで稼働できる仕組みとなる。どの期間を除外対象にするかなどの詳細は、経済産業省の審議会などで詰める。

運転期間の規定は、規制委が所管する炉規法から削除し、経産省所管の電気事業法で新たに定める。規制委は炉規法に安全性を確認するための新たなルールを盛り込む方針だ。運転開始



から30年を起点にして10年を超えない期間ごとに設備の劣化具合を審査する制度をつくる。こちらは停止期間を除外しない。さらに、自民党の提言案では、原発の新増設や建て替え（リプレイス）についても「まずは廃止を決定した炉の次世代革新炉への建て替えについて具体化を進める方針を明確にした。一連の原子力政策の転換については、今後、首相官邸のGX（グリーン・トランスポーテーション）実行会議で年末までに正式決定する。」（菅野志気）

停止期間を除外する運転延長の仕組み